



石運輸第 685号
石労発第1201第1号
石ト協発第 62号
陸貨災防石第 17号

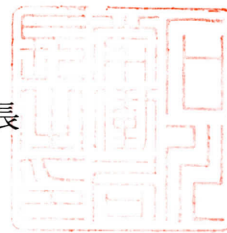
平成27年12月 1日

石川県中小企業団体中央会長 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



石川労働局長



一般社団法人石川県トラック協会長



陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部長



トラックドライバー等の荷役作業時における労働災害防止対策への

ご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の石川県内における労働災害は、産業全体において長期的に減少傾向にありますが、平成26年は2年ぶりに増加し、平成27年8月の速報値では、前年同月比で減少しているものの、その後、死亡災害が立て続けに発生する等、憂慮すべき事態になっております。

また、石川県内における道路貨物運送業の労働災害は、平成26年は大幅に減少したものの、平成27年8月の速報値では、一転して大幅に増加しております。

特に、道路貨物運送業の休業4日以上死傷災害は、全産業の1割を占め、そのうち7割が荷役作業時に発生しており、中でも高所や荷台等からの「墜落・転落」による死傷災害が多く発生していることが特徴として挙げられます。

また、その荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等の事業場構内で発生しており、さらにこれらの事故の発生要因をみますと、運転手が荷主施設において運送契約に基づかない付帯作業を要求されるケースも目立ちます。

こうした貨物の積卸し等に伴う労働災害は、荷主の皆様が提供する荷の積卸しに係る作業環境に影響されることが多く、個々のトラック運送事業者による安全衛生対策だけでは限界があります。このため、トラック運送事業の労働災害防止対策においては、荷主の皆様が積極的に関与いただき、関係者、関係団体及び行政が一体となった対応が不可欠と考えております。

厚生労働省では、このような現状を踏まえ、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、石川労働局と陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部では、説明会等を通じ当ガイドラインについて、事業者だけではなく荷主等の皆様にも周知・徹底を図っているところであります。

また、労働基準監督署の指導では、荷主が、運送契約を結ぶ運送業者を安全協議会等に参加させ、クレーン、フォークリフトなどの荷役機械の運転資格の確認や荷役作業計画を共有する仕組みの構築などを推奨しております。

そして、国土交通省では、平成26年に「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を策定し、北陸信越運輸局石川運輸支局と石川県トラック協会では、「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」の開催等により、事業者に理解を求め、荷主の皆様にも労働災害防止について協力をお願いしているところであります。

つきましては、今般、行政及び関係団体の連名による労災事故防止のチラシ、ポスターを制作しましたので、このチラシの配布及びポスターの掲示をはじめとした、トラックドライバー等の労働災害防止対策に何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

お問い合わせ先： 一般社団法人 石川県トラック協会

電話番号076-239-2511